

<令和6年度>

滋賀県国保連合会への各種お問い合わせ先

滋賀県国保連合会では、お問い合わせの内容により直接担当係に電話をおつなぎ出来るよう回線を設置しております。

つきましては、下記のとおり担当割をしておりますのでご活用ください。

また、郵送でご請求いただく場合は、お手数ですが 宛先に「請求支払課 療養費係」と記入し、ご請求願います。

請求支払課 療養費係

- 審査結果に関すること
- 施術内容・請求内容等に関すること
- 被用者保険に係る福祉医療費の請求に関すること
- 開設者変更・振込先金融機関等変更に関する届出事項に関すること

電話（直通）：077-526-7139

請求支払課 過誤調整係

- 資格確認・過誤調整に関すること

電話（直通）：077-522-5611

※ お問い合わせの内容によりまして、他係・他課におつなぎする場合がございます。

※ 本会へ業務時間外にご連絡をいただいた場合は、自動音声機能による業務時間外案内メッセージ応答となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【自動音声案内の時間帯：平日17:15～翌朝8:30（土日祝・年末年始は終日）】